当該一般競争参加資格の決定に係る申請は、当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）の「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年10月３日付国土交通省東北地方整備局副局長他７者公示）別記に掲げる本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、中国地方整備局総務部経理調達課（〒730―0004 広島市中区東白島町14―15ＮＴＴクレド白島ビル13階　中国地方整備局総務部経理調達課　電話082―511―3903）においても当該一般競争参加資格の決定に係る申請を受け付ける。

⑿　詳細は入札説明書による。

7　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Naoki Kawashima Vice Director General, Chugoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction works of quay (－10m) at outer harbor of Takenouchi south district, Port of Sakai (Phase 2)

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5 : 00 P.M. 20 July 2017

⑸　Time-limit for the submission of technical proposal : 5 : 00 P.M. 22 August 2017

⑹　Time-limit for the submission of tenders by the electric bidding system : 10 : 30 A.M. 13 September 2017 (tenders brought or submitted by mail : 10 : 30 A.M. 13 September 2017)

⑺　Contact point for tender documentation : Noriko Nishimura, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Chugoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 14―15 Higashihakushima-cho, Naka-ku, Hiroshima-city, Hiroshima-Prefecture Japan 730―0004 TEL 082―511―3903

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年７月10日

支出負担行為担当官

九州地方整備局副局長　笹森　秀樹

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40

○第10号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　平成29年度八代港（外港地区）岸壁地盤改良工事

⑶　工事場所　熊本県八代市新港町地先

⑷　工事内容　撤去工　アスファルト舗装版撤去　１式、地盤改良工　陸上深層混合処理杭（機械攪拌（二軸）φ1600㎜）約500本、盛上り土撤去　１式、表層改良　１式、復旧工　アスファルト舗装　１式、仮設工　仮設道路　１式、調査工　事前調査　１式、チェックボーリング　１式

⑸　工期　平成30年６月15日まで

⑹　本工事は、入札時に施工計画等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（ＷＴＯ型））の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認することにより、施工内容を確実に実現できるかどうかを審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑺　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。（総合評価に係る技術提案の範囲を除く。）

⑻　本工事は、発注者が新たな市場単価導入へ向けた試行単価を用いて積算を行う試行工事であり、対象工種は構造物撤去工の係船柱撤去とし、該当する工種において実施する。

⑼　本工事は、資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

⑽　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑾　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。（入札説明書参照）

⑿　本工事は、低入札価格調査制度調査対象工事に対する取り組みを行う試行工事である。

⒀　本工事は、見積参考資料開示の試行工事である。

⒁　本工事は、契約締結後、総価契約の内訳として、単価等について合意を行うことを選択できる「総価契約単価合意方式」の対象工事である。なお、本工事で受注者が「総価契約単価合意方式」を選択した場合、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「個別合意方式」という。）を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式（以下「一括合意方式」という。）も可能とする。

⒂　本工事は、「平成28年度熊本地震の被災地（熊本県）で適用する施工パッケージ型積算方式標準単価表（平成29年２月１日以降に契約締結を行う工事から適用）」を用いた積算方式の試行対象工事である。

⒃　本工事は、「土木請負工事工事費積算基準」等により各工種区分、施工地域補正等を考慮した共通仮設費率（率分）及び現場管理費率に、それぞれの補正係数を乗じる試行対象工事である。

なお、補正係数については以下のとおりとする。

【共通仮設費率（率分）：1.1　現場管理費率：1.1】

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む）であること。

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　九州地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。

⑶①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む）にあっては、九州地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が1,150点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が1,150点以上の者であること。）

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、九州地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が950点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が950点以上の者であること。）

⑷①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を除く）にあっては、平成14年度以降に元請けとして、深層混合処理工法による改良長20m以上の地盤改良工事の施工実績を有する者であること。

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成14年度以降に元請けとして、深層混合処理工法による地盤改良工事の施工実績を有する者であること。